

広島大学動物実験等規則第9条第1項各号に定める動物実験委員会を組織する委員についての申合せ

平成28年12月27日 動物実験委員会承認

第1 広島大学動物実験等規則（以下「規則」という。）第9条第1項各号の委員は「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示第71号。以下「指針」という。）第3動物実験委員会 3動物実験委員会の構成に定める以下の号に該当する者として、その該当号を表1に示す。

- (1)動物実験等に関して優れた識見を有する者
- (2)実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3)その他学識経験を有する者

第2 動物実験委員会を組織する委員に係る委員名簿の公開に当たっては、各委員に係る規則第9条第1項の該当号に加え、各委員の指針の該当号を併記するものとする。

表1

規則第9条第1項各号の委員	左の委員の指針の該当号
第1号 動物実験等に関連する専門分野の教授又は准教授	(1)及び(2)又は(1), (2)のいずれか
第2号 組換えDNA実験安全委員会委員	(3)
第3号 自然科学研究支援開発センター動物実験部主任	(1)及び(2)
第4号 その他学長が必要と認めた者	(1), (2), (3)のいずれか

#### 附 則

- 1 この申合せは、平成28年12月27日から施行する。
- 2 この申合せの施行の際現に広島大学動物実験等規則の規定により動物実験委員会の委員に任命され委員名簿により指針の該当号を記して公開されている者については、この申合せの規定により指針の当該各号に該当しているものとみなす。